

公告

下記の物品購入について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び嬉野市財務規則（平成１８年嬉野市規則第４１号）第８７条の規定に基づき公告する

令和８年８月２６日

嬉野市長 山口 卓也

１ 競争入札に付する事項

（１） 件名

令和８年度嬉野市役所新庁舎給茶機購入

（２） 購入物品

給茶機 ５台

（ア） 水道直結式 １台

（イ） カセット給水式 ４台

（３） 納入場所

嬉野市役所新庁舎（嬉野市嬉野町大字下宿乙１１８５番地）

（４） 仕様

「嬉野市役所新庁舎給茶機購入仕様書」のとおり。

２ 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる者は、「様式１ 入札参加届出書」の提出時点において、令和７・８年度の嬉野市一般競争（指名競争）参加資格審査申請（物品製造等）を受理され、受付名簿に登載されている者であること。

３ 仕様書等の閲覧・配布

仕様書等入札に必要な書類は、嬉野市ホームページに掲載する。

４ 質問及び回答

（１） 質問方法

「様式２ 質問書」を下記提出先に電子メールにて提出

(2) 質問期限

令和 8 年 8 月 2 8 日（金） 1 7 時まで

(3) 提出先

嬉野市役所 政策部 企画政策課 庁舎整備推進室

メールアドレス：chosha@city.ureshino.lg.jp

(4) 回答

質問に対する回答は、令和 8 年 9 月 1 日（火）までに嬉野市ホームページに掲載する。

5 入札参加に関する事項

入札に参加する者は、「様式 1 入札参加届出書」を次に掲げるとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 9 月 4 日（金） 1 7 時まで

(2) 提出場所

嬉野市役所（塩田庁舎）政策部 企画政策課 庁舎整備推進室

〒 8 4 9 - 1 4 9 2

佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1 7 6 9 番地

6 入札及び開札

(1) 日時

令和 8 年 9 月 8 日（火） 1 1 時

(2) 場所

嬉野市役所塩田庁舎 3 階会議室

(3) 入札方法

紙による入札とする。

7 入札保証金

嬉野市財務規則第 8 8 条の規定による。

8 契約保証金

嬉野市財務規則第 1 0 7 条の規定による。

9 入札の無効

嬉野市財務規則第 9 4 条に規定する要件に該当する場合、当該入札を無効とする。

10 入札方法に関する事項

入札金額は、本調達に係る経費の合計金額とすること。併せて、内訳書（様式については任意）を提出すること。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。また、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

11 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。

12 入札の停止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担となる。

13 落札者の決定方法

- (1) 本入札にあつては、最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出したものであつて、嬉野市財務規則第 91 条の規定に準じて作成された予定価格の 110 分の 100 を乗じて得た金額の範囲内で最低価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

14 再度入札に関する事項

各人の入札のうち予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札は 2 回までとし、再度入札においても落札者がいない場合は再入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。